

島根県産業廃棄物減量税のあり方について
(答 申)

令和元年 6 月

島根県環境審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続について	1
(1) 産業廃棄物の現況	
(2) 広域移動の状況	
(3) 産業廃棄物の不法投棄状況	
(4) 最終処分場の残余年数の推計	
(5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査	
(6) 部会における事業者意見	
(7) 税の継続についての考え方	
3. 制度運用に係る課題について	5
(1) 自社処分場への課税	
(2) 税率の設定	
(3) 税の適用期間	
4. 税収の使途について	6
(1) 事業者の再資源化等への支援	
(2) 適正処理の推進	
(3) 最終処分場の確保	
(4) 3Rの普及と環境教育の推進	
5. 税制度の周知・啓発について	8
6. おわりに	9
7. 資料	
【資料1】 産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱	10
【資料2】 部会員名簿	11
【資料3】 産業廃棄物減量税のあり方審議経過	12
【資料4】 産業廃棄物減量税の概要	13
【資料5】 産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果	14
【資料6】 産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況	17
8. 島根県環境審議会委員名簿	22

1. はじめに

島根県では、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量を促進するための経済的手法として、法定外目的税である「島根県産業廃棄物減量税（条例の適用期間は5年間）」を導入し、3期15年間にわたって、最終処分場に搬入する産業廃棄物に課税するとともに、税収を活用した施策が実施されてきた。

こうした中、令和元年度末をもって税制度の適用期間が終了することから、島根県環境審議会への知事の諮問を受け、検討部会を設置し「島根県産業廃棄物減量税のあり方」について具体的な検討を行った。

検討に当たっては、税導入後の産業廃棄物の状況や課税効果、活用事業の実施状況等を検証し、排出事業者の意見等も勘案しながら、税制度の継続の可否や税収の活用等について検討を行ったところであり、以下のとおり、検討結果を取りまとめた。

2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続について

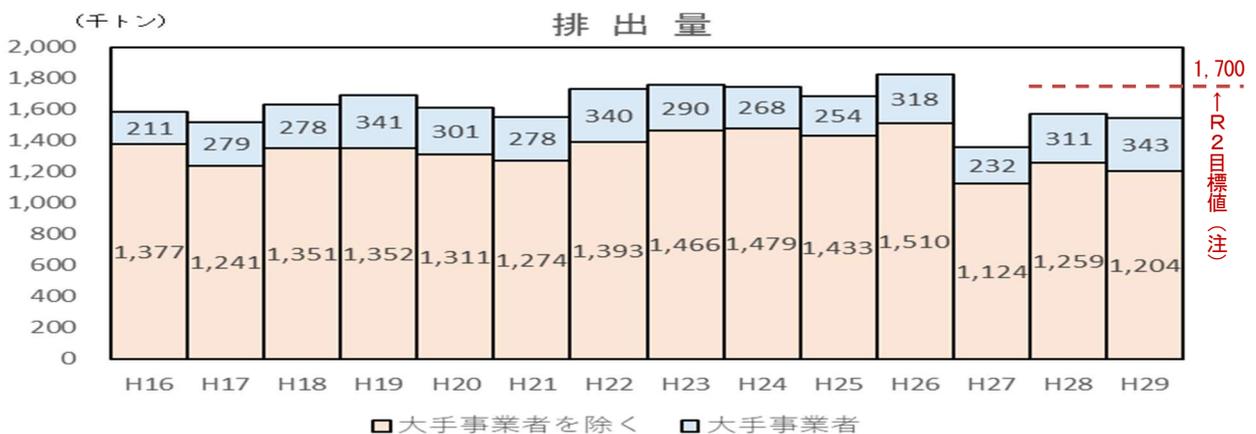
(1) 産業廃棄物の現況

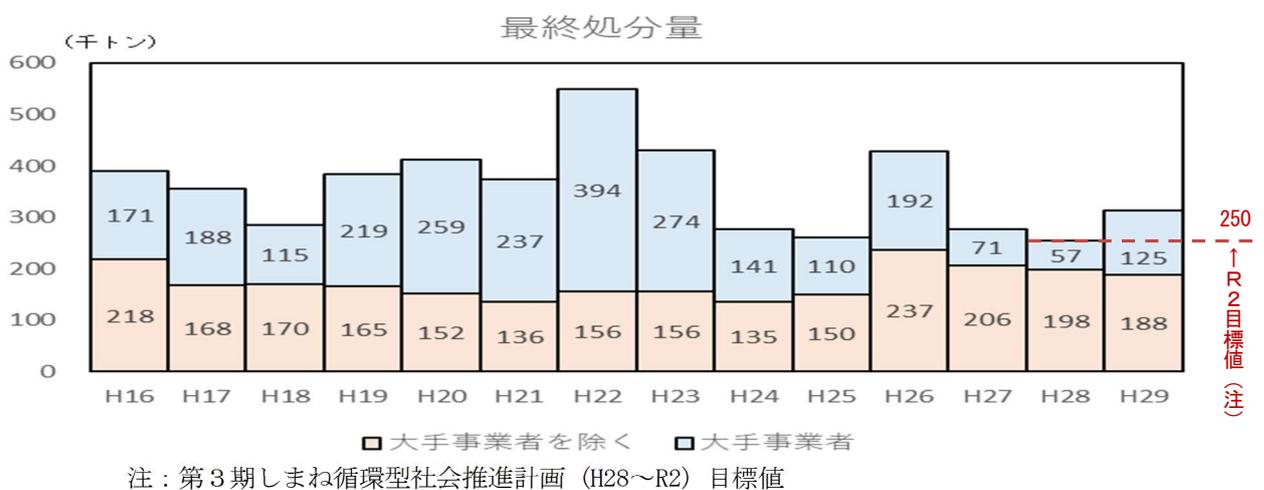
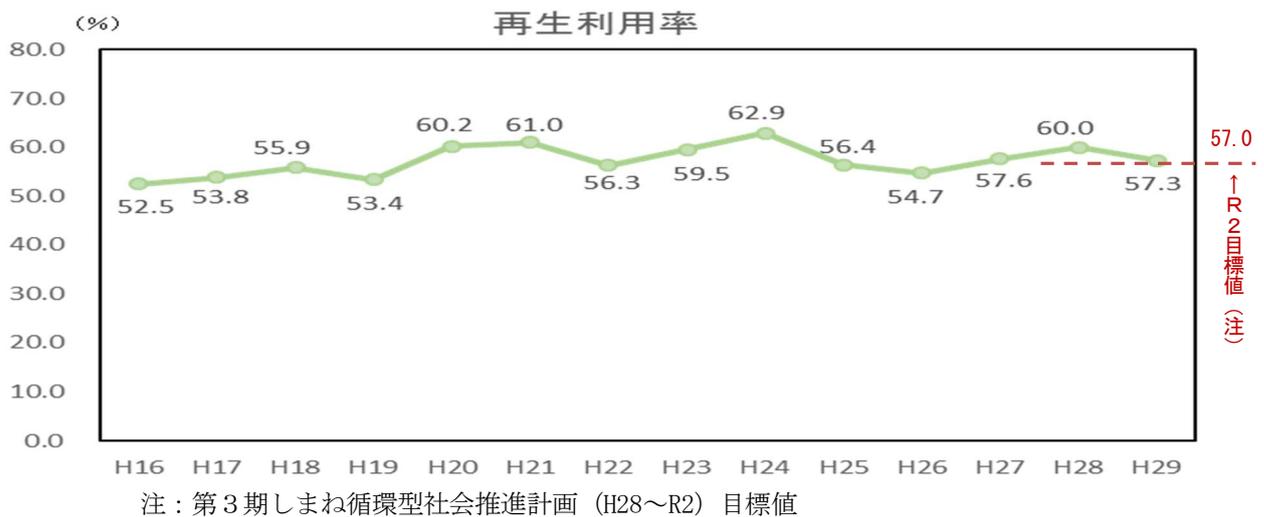
一般に産業廃棄物の排出量は、景気の動向などに大きく左右される傾向にあり、変動を繰り返しながら推移している。島根県の排出物の特徴として、全体排出量の約7割をばいじん、がれき類、汚泥の3種が占めていることから、排出量の増減は、土木工事や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向がある。

一方、再生利用率は、増減はあるものの、50%から60%台で推移している。

最終処分量は、平成22年度をピークに減少後、横ばい傾向である。火力発電所の稼働状況などに左右される大手事業者を除いた最終処分量は税導入後、平成25年度まで概ね減少傾向にある。また、新たに民間の最終処分場が本格稼働した平成26年度以降は、一旦、増加したものの、徐々に減少傾向にあり、税の効果が大きく働いたものと考えられる。

しかしながら、最終処分量が第3期しまね循環型社会推進計画に定める目標を達成するには、さらに排出量の削減に関する取組を推進し、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。



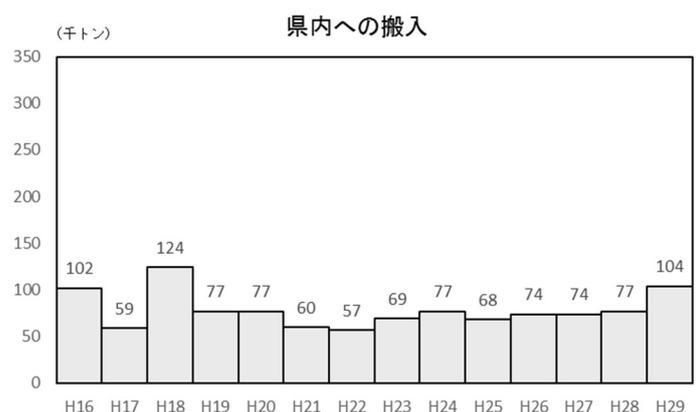
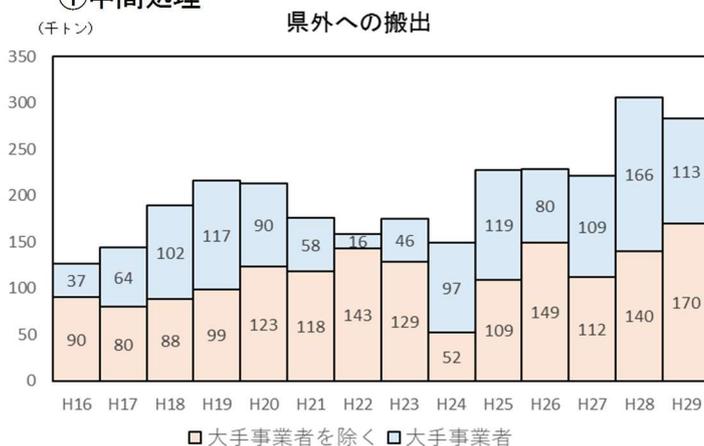


(2) 広域移動の状況

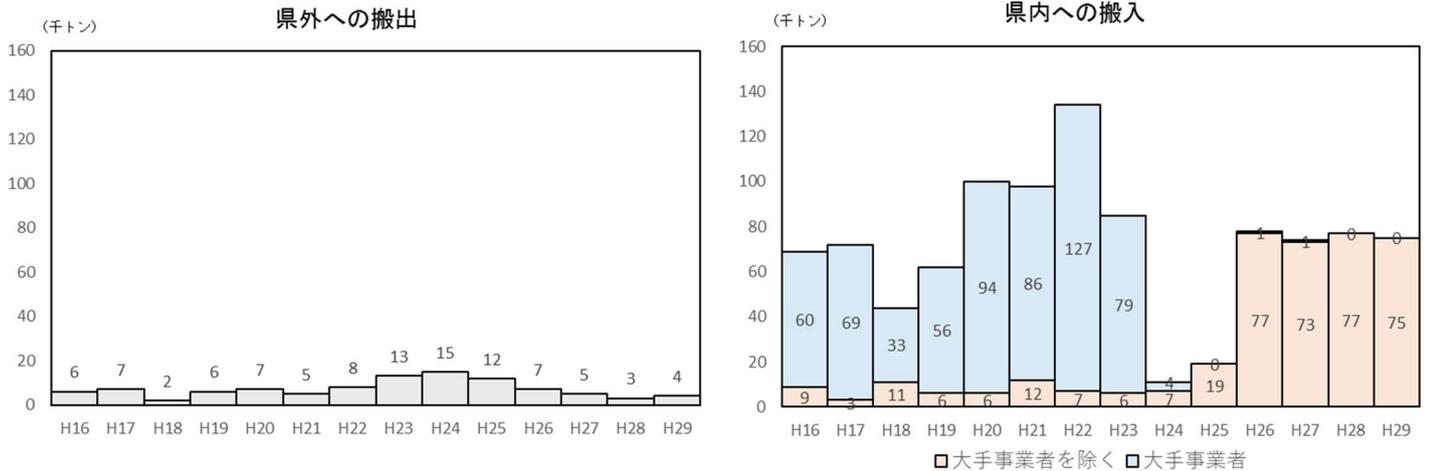
最終処分を目的として県内に搬入された量は、大手事業者による自社処分を目的とした搬入を除くと、新たな民間最終処分場による引き受け量の増加の影響で平成26年度に一旦、増加したものの、その後は横ばいで推移している。

このことから、中国5県を含む全国27道府県で導入された同様の税制度が継続され、制度上のバランスが保たれたことで、県内への過度の搬入が継続して抑制されたものと考えられる。

① 中間処理



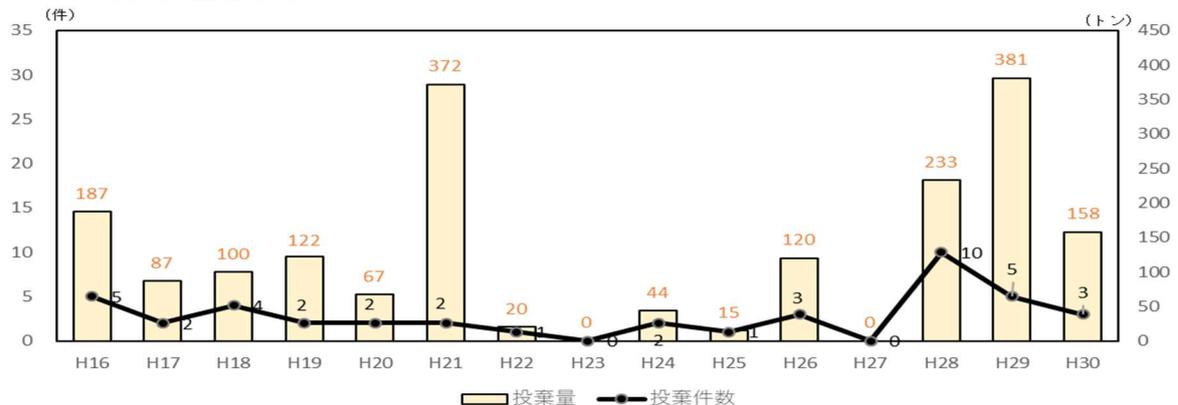
②最終処分



(3) 産業廃棄物の不法投棄状況

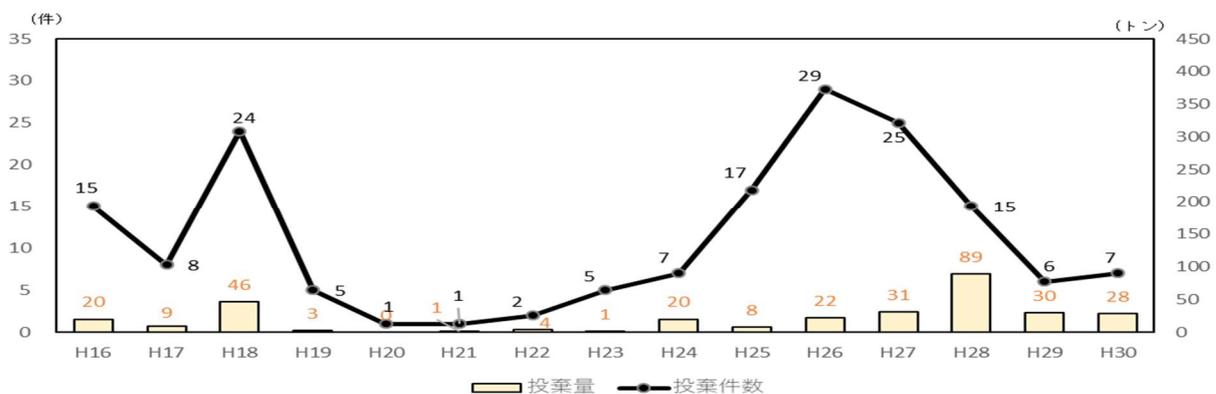
県内の産業廃棄物の不法投棄確認件数、投棄量ともに年度間変動はあるものの、近年はやや増加している。これは、廃棄物適正処理指導員の配置など不法投棄防止対策を強化したことにより、確認される件数、量ともに増加したためと推察される。不法投棄については、依然後を絶たない状況から、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、不法投棄に対する県民意識向上の啓発や監視体制の強化など幅広い対策が必要である。

①10トン以上に係る事案



※出典：国が10t以上に係る不法投棄の事案を全国調査し、公表したもの

②10トン未満に係る事案



※出典：県内の保健所が調査・指導した事案を集計したもの

(4) 最終処分場の残余年数の推計

自社処分場を除いた県内の最終処分場の推計残余年数は、平成 29 年度末時点で安定型が 28 年、管理型が 5 年であり、産業廃棄物の適正処理を推進するため、管理型処分場の容量を安定的に確保することが喫緊の課題となっている。

なお、産業廃棄物の発生抑制に取り組むことが優先課題であるとしても、最終処分場は、循環型社会を構築する上で、また、産業振興を図る上でも必要な社会基盤であり、今後とも、長期的視点に立ち、管理型処分場の容量確保に向けた検討が必要である。

区 分	H29 最終処分量 (m ³)	残余容量 (m ³)	H29 末残余年数
安定型処分場	37,009	1,044,408	28 (14)
管理型処分場	147,022	673,192	5 (1)

(注) () 内は、クリーンパークいずもを除いた場合

(5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査 (平成 30 年 11 月)

多量排出事業者へのアンケート調査^(注)では、税制度導入による効果について、「排出量の抑制や中間処理による減量化の促進につながった」と「再利用、再生利用の促進につながった」「埋立処分量の削減につながった」とする回答が約 30%あり、「減量税導入前から減量化、リサイクル等に取り組んでいる」という回答を含めると 7 割近くを占める。さらに、「社員の意識改革にはつながったが、経営面では負担増となった」との回答が 5 年前の 13%から 7%に減っている。

また、税制度の見直しについて、「社会情勢等から存続はやむを得ない」とする回答が 50%と最も多く、「埋立処分抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべき」と合わせて約 82%であり、5 年前の調査の約 77%から増えている。このことから、税制度が始まって 15 年経ち、税制度の主旨、目的に対する理解が着実に進んでいると考えられる。

(注) 多量排出事業者へのアンケート調査 (P. 14 【資料 5】)

- ・調査時期：H30 年 10 月～11 月
 - ・調査対象：H29 年度多量排出事業者(年間の産業廃棄物排出量が 1,000 トンを超える事業所) 129 事業所
 - ・調査方法：郵送により意識調査を実施
 - ①産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について
 - ②経営上の観点、社員の意識改革(減量化・リサイクル等)の観点からの影響(効果)について
 - ③用途について
 - ④税制度の見直しについて
- ただし、産業廃棄物の排出量や税の用途などに関する具体的情報まで提供した上で調査項目への回答を求めたものではない。

(6) 部会における事業者意見

部会において事業者との意見交換を行ったが、その場では、税の軽減を求める意見があった。

また、税の用途として、一層幅広い再資源化等の研究開発の支援や施設整備等に対する補助制度についての要件緩和、廃プラスチックのリサイクルや適正処理の対応、リサイクル製品の販路開拓への支援、税制度の周知・広報の充実、県民の環境教育の推進などが求められ、公共関与管理型最

終処分場の確保を求める要望も多く出された。

さらに、納税者である関係事業者の理解を得る観点から、税の使途の状況・成果についての情報提供が必要であるという意見もあった。

(7) 税の継続についての考え方

以上のことから、最終処分場へ搬入する産業廃棄物に対して課税し、その税収を廃棄物の減量や適正処理の推進等に活用する手法は、一部企業に負担感はあるものの、再資源化の取組は着実に進められており、産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルを促す上で効果があったものと考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理の施策を一層進めていく必要があると考える。

目的税である産業廃棄物減量税の税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等と定期的に意見交換や情報提供を行う機会を継続して設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

3. 制度運用に係る課題について

税制度を継続するにあたっては、事業者から運用の見直しが求められている自社処分場への課税について、検討を行う必要がある。また、今後の税制度について、特に検討を加えておくこととして、税率と適用期間について以下に考え方を整理する。

(1) 自社処分場への課税

産業廃棄物に関する税を導入している 27 道府県中、自己処分を理由として減免措置しているのは 8 県（課税していないのは広島県、山口県、鳥取県のみ）である。また、石炭灰による公有水面の埋立などに対して軽減措置を行っているのは 4 県である。

自社処分場を持つ事業者からは、石炭灰による公有水面の埋立について、再資源化を進め、年々向上させ、最大限減量化に取り組んでいること及び資源の有効利用という位置づけからも軽減措置を求める要望が出された。

最終処分場は、埋め立てた土地を長期間かけて自然の土地へと戻していく処理プロセスであるが、自然環境に負荷を与えるものであり、産業廃棄物が、県民共通の社会的資本である自然環境に与える負荷は、自社処分であろうと委託処理による処分であろうと異なるものではないとする、税導入時の基本的考え方は、現時点でも尊重されるべきものである。

よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、県民、NPO等、事業者、行政が一体となって産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るといふ、税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当でないと考える。

また、石炭灰を有効利用として公有水面に埋め立てることも、自然環境に負荷を与えるという観

点からは、他の産業廃棄物と異なることはない。したがって、自社処分と同様、税の軽減を行うことは適当でないとする。

なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税収の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれる。

(2) 税率の設定

税導入時の税率の検討では、事業者の経営活動に与える影響と、最終処分量削減への経済的動機付けの効果との両面から検討を行った上で、トン当たり 1,000 円の税率設定がされている。

同時に、近隣各県と同等の税率設定をすることで、県境を越えて移動する廃棄物の過度の移動が避けられ、また、事業者の事務の煩雑さを避ける点でも適当とされたものである。

また、税収は、事業費の年度間調整を図るため、基金として積み立てた上で、使途を決定しており、第3期までの15年間の税収は46億円、税の充当額は40億円であった。

現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、当面は現行の税率を維持していくことが適当と考える。

なお、他県の制度でも、産業廃棄物の流出入を防ぐため、税率をトン当たり 1,000 円とすることを基本としており、全国的にこの税率が定着している。

(3) 税の適用期間

産業廃棄物の最終処分量の抑制効果の動向や社会経済情勢の変化を勘案し、制度の見直しの機会を確保することも含めて、従来どおり5年間の時限措置が適当と考える。

4. 税収の使途について

法定外目的税である産業廃棄物減量税は、その税収を産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることとしている。

県では、これまで事業者等との定期的な意見交換を行いながら、「再資源化等の支援」、「適正処理の推進」、「環境教育の推進」に関する各種施策を展開してきたところであり、これらは、一定の効果・実績を上げている。環境への負荷の更なる低減に向け、今後も、一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

[産業廃棄物減量税の税込・充当見込額]

(単位：千円)

項目	第1期合計 (H17～21)	第2期合計 (H22～26)	第3期合計 (H27～R1) (注1)	年平均		
				第1期 ・第2期	第3期	
税収	1. 税収	1,390,606	1,938,046	1,290,069	332,865	258,014
	2. 運用益	1,800	2,388	12,803	419	2,561
	計	1,392,406	1,940,434	1,302,872	333,284	260,574
使途 (充当事業)	1. 事業者の再資源化等の支援	169,568	428,348	823,108	59,792	164,622
	試験研究機関での基礎研究	15,217	140,608	93,930	15,583	18,786
	技術開発への支援	43,034	52,842	71,920	9,588	14,384
	施設整備への支援	92,872	111,492	218,190	20,436	43,638
	販路開拓への支援	18,445	123,406	381,879	14,185	76,376
	環境配慮型経営への支援	0	0	57,189	0	11,438
	2. 適正処理の推進	341,913	1,601,879	173,289	194,379	34,658
	不法投棄防止対策	57,516	73,009	114,894	13,053	22,979
	適正処理の推進	284,397	1,528,870	58,395	181,327	11,679
	公共関与最終処分場の確保 (注2)	250,285	1,465,564	0	171,585	0
	3. 環境教育の推進	66,527	240,315	127,382	30,684	25,476
	3Rの普及啓発	43,718	99,242	86,181	14,296	17,236
	環境教育の推進	22,809	141,073	41,201	16,388	8,240
	4. 徴税費 (特別徴収者報奨金)	12,767	15,397	20,509	2,816	4,102
	計	590,775	2,285,939	1,144,288	287,671	228,858

(注1) R1は見込み額

(注2) クリーンパークいずも最終処分場第3期工事(H26～28)に対する財政支援は、第2期までの税収から充当(1,465,564千円)

(1) 事業者の再資源化等への支援

事業者からは、税の活用策として再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きい。このため、事業者の意見を定期的に聞く機会を設けながら、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する技術開発や施設整備、リサイクル製品の販路開拓などの支援の強化に向けて更に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、事業者が行う研究開発や設備の導入・更新などへの支援の拡充や、リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えば公共工事での優先調達など、積極的な取組を検討する必要がある。

また、これまでの研究開発に加え、原材料や製造工程などの工夫等による廃棄物の発生抑制の視点からのアプローチも必要となる。

引き続き、事業内容の周知や、事業者からのニーズ把握に努め、事業者が活用しやすい事業内容を検討し、推進していく必要がある。

さらに、こうした再資源化等の取組の成果やその効果について、情報を集約・整理し、事業者へ提供していくことも必要である。

(2) 適正処理の推進

適正処理の推進については、事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任^(注1)や拡大生産者責任^(注2)を踏まえて、産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正な処分に向けた取組を行うよう、一層推進していく必要がある。

また、産業廃棄物処理施設に対する県民の不信や不安感を払拭し、安心を確保するため、引き続き、処理施設の監視の強化やデータの公開も必要である。

さらに、依然として後を絶たない不法投棄については、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、幅広い関係者の参画による実効性と主体性を持った不法投棄防止対策や不法投棄に対する監視体制の強化など幅広い対策を検討する必要がある。

(注1) 排出者責任 : 廃棄物等の排出者は、その排出した廃棄物等について、自らの手で処理する場合であろうと、他人に委託して処理する場合であろうと最終処分まで適正に処分することや、再生利用等減量に努めることの責任を負うこと。

(注2) 拡大生産者責任 : 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、例えば、製品を分別やリサイクルしやすい設計にするなど、廃棄・リサイクルされる段階までの責任を負うこと。

(3) 最終処分場の確保

最終処分場は、適正処理を推進し、産業振興を図る上で必要な社会基盤であるが、民間の処理業者による管理型最終処分場の設置は、地域住民の理解を得ることが難しく、新規設置が進まない状況にある。

一方、公共関与最終処分場は、その収益を処分場の運営費、維持費、整備費などに充てる非営利の公益事業として行っている。これは、公共が建設や管理運営に積極的に関与し、周辺的生活環境の保全等について将来にわたって責任を果たすものであり、国も、公共関与最終処分場整備を積極的に支援している。

こうした中、第2期までの税収(H17~H26)を活用して、公共関与最終処分場の整備工事に対する財政支援を行ったことは、県内排出事業者ひいては県民にとって適正な処理の促進という観点から大きな役割を果たしたと考える。ただし、近い将来にはそれも満杯になることから、その先を見据えて計画的に対応していく必要がある。

このように、公共関与最終処分場の確保は、産業廃棄物減量税条例の課税根拠にある、「産業廃棄物の適正な処理の促進」に向けた重要な施策であり、税収を計画的に積み立て、財源を確実に確保していくことが必要である。

(4) 3Rの普及と環境教育の推進

産業活動の円滑な推進にあたっては、活動に伴って発生する廃棄物の適正処理等への県民の理解を深めていくことが必要である。

また、環境への負荷をできるだけ抑制していくため、廃棄物の排出者である個々の県民への3Rの普及についても、市町村等と連携して、引き続き推進していくことが必要である。

5. 税制度の周知・啓発について

多量排出事業者へのアンケートでは、約68%の事業者が「減量税を活用した事業が行われていることを知っている」と回答したが、そのうち、「事業の内容を理解しており、個別の事業に応募（参加）したこともある」、「事業の内容を知っている」と回答した割合は27%程度に留まっている。

税制度や税を活用した施策の実施状況等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解がより深まるよう、また、県民、NPO等、中小企業も含めた事業者、行政が一体となった3Rの普及推進に向けて、県の広報媒体も活用しながら積極的に周知・啓発を行っていくことが必要である。

6. おわりに

以上のとおり、検討の結果、現行の税制度を基本としながら、さらに5年間の継続が適切と考える。

環境への負荷が少なく、環境と経済が継続的に好循環して発展・繁栄する「しまね循環型社会」の構築に向けて、優先度を留意しつつ、税収の活用を図っていくことを求めたい。

産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱

(目的)

第1条 島根県産業廃棄物減量税のあり方について検討するため、島根県環境審議会条例第6条の規定に基づき、島根県環境審議会に産業廃棄物減量税のあり方検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、会長並びに委員の中から会長が指名する部会員により構成する。

2 部会に部会長を置き、部会員のうちから互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会員のうちから指名により部会長代理を設けることができる。

(運営)

第3条 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理する。

2 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 部会長代理は、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会員の意見に基づき部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

2 部会の設置期間は、産業廃棄物減量税のあり方の審議が終了するまでの間とする。

産業廃棄物減量税のあり方検討部会員名簿 5名

部会員名	職名等
大橋 美津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会会長
桐山 香代子	島根県弁護士会
◎ 関 耕 平	島根大学法文学部准教授
高砂 範子	公募委員
松浦 俊彦	島根県商工会議所連合会幹事長

◎部会長

産業廃棄物減量税のあり方審議経過

会議等	開催年月日	主な議題
環境審議会	平成31年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物減量税のあり方（諮問） 産業廃棄物の状況等について報告 検討部会の設置
第1回検討部会	令和元年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> 主な事業者との意見交換 税のあり方及び今後の活用事業の審議
第2回検討部会	令和元年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> 部会報告（素案）の審議
環境審議会	令和元年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> 部会報告（答申案）の審議

主な事業者との意見交換会出席者（第1回検討部会）

氏名	職名等
辻 通 利	中国電力株式会社電源事業本部（総括・企画グループ）マネージャー
三 浦 良 平	中国電力株式会社電源事業本部（火力環境管理グループ）マネージャー
中 本 健 二	中国電力株式会社電源事業本部（石炭灰有効活用グループ）マネージャー
荒 木 雅 文	日立金属株式会社安来工場副工場長
重 親 守	島根県銑鉄鋳物工業組合理事長
佐々木 啓 隆	石州瓦工業組合専務理事
尾 崎 俊 也	一般社団法人島根県産業廃棄物協会 ^(注) 会長

(注) 令和元年5月24日より「一般社団法人しまね産業資源循環協会」に名称変更

産業廃棄物減量税の概要

項目	内容																												
目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。																												
課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分業者の場合は、処理料金と一緒に税金を受け取り、申告・納税する特別徴収の方式 ・排出事業者が自社の最終処分場で埋立処分する場合は、自ら申告・納税する申告納付の方式 																												
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者																												
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円																												
徴収方法																													
税収規模	<p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間・年度</th> <th>第1期計(H17~21)</th> <th>第2期計(H22~26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託業者</td> <td>515</td> <td>770</td> <td>205</td> <td>199</td> <td>195</td> <td>1,884</td> </tr> <tr> <td>自社処分</td> <td>876</td> <td>1,168</td> <td>96</td> <td>55</td> <td>96</td> <td>2,291</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,391</td> <td>1,938</td> <td>301</td> <td>254</td> <td>291</td> <td>4,175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 税率 H17 333円/t H18 666円/t H19~1,000円/t</p>	期間・年度	第1期計(H17~21)	第2期計(H22~26)	H27	H28	H29	合計	委託業者	515	770	205	199	195	1,884	自社処分	876	1,168	96	55	96	2,291	計	1,391	1,938	301	254	291	4,175
期間・年度	第1期計(H17~21)	第2期計(H22~26)	H27	H28	H29	合計																							
委託業者	515	770	205	199	195	1,884																							
自社処分	876	1,168	96	55	96	2,291																							
計	1,391	1,938	301	254	291	4,175																							
税収の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、再資源化等の支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに支出する。																												
実施期間	<p>第1期 平成17年4月1日～平成22年3月31日（5年間）</p> <p>第2期 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）</p> <p>第3期 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）</p>																												

産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果

1. 調査の概要

- 産業廃棄物減量税制度について、その効果や排出事業者等の方々の意識を把握するため調査を実施

項目	内 容	H25 調査
調査対象	平成 29 年度産業廃棄物多量排出事業者 ^(注1) 129 事業所	121 事業所
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 ^(注2) 93 事業所	92 事業所
調査時期	平成 30 年 10 月～11 月	平成 25 年 7 月～8 月
回答状況	多量排出事業者 98 事業所 (回答率 76%)	95 事業所 (回答率 78%)
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 46 事業所 (回答率 50%)	44 事業所 (回答率 48%)

(注1) 多量排出事業者：年間産業廃棄物排出量が 1,000 t を超える事業所で、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の減量等に関する計画の作成とその実施状況の報告が義務づけられている

(注2) 松江商工会議所の会員（役員・議員）事業所の内、多量排出事業者と重複する事業所を除く

2. 調査結果

(1) 産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について

Q 減量税は、貴事業所では産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減につながりましたか？(複数回答可)

○産業廃棄物の発生抑制や減量化等につながったとする回答が約30%あり、減量税導入前からの取り組みを含めると過半を占めた。

一方で「特に取り組んでいない」とする回答は前回調査よりも増えているが、税導入から15年経過し、新たな取組を行っていないという主旨の回答も含まれていると推測される。

回答	H30調査				H25調査			
	多量排出事業者		商工会議所会員		多量排出事業者		商工会議所会員	
排出量の抑制や中間処理による減量化(脱水、焼却等)の促進につながった	5	5.1%	1	2.2%	12	12.6%	2	4.5%
再利用、再生利用の促進につながった	14	14.3%	3	6.5%	28	29.5%	2	4.5%
埋立処分量の削減につながった	10	10.2%	0	0.0%	16	16.8%	2	4.5%
減量税導入前から自社の減量化、リサイクル等に取り組んでおり、特に変化はない	38	38.8%	13	28.3%	36	37.9%	17	38.6%
特に取り組んでいない	27	27.6%	22	47.8%	12	12.6%	27	61.4%
その他	3	3.1%	4	8.7%	5	5.3%	2	4.5%
無回答	6	6.1%	3	6.5%	5	5.3%	4	9.1%
合計	103	-	46	-	114	-	56	-

※複数回答を含むため、合計数ではなく事業者数で率を算出

(2) 経営上の観点、社員の意識改革(減量化・リサイクル等)の観点からの影響(効果)について

Q 減量税は、貴事業所では経営上の観点、社員の意識改革(減量化・リサイクル等)の観点から、どのような影響(効果)があったとお考えですか？

○「産業廃棄物の埋立処分量が少ないため、ほとんど影響(効果)はなかった」とする回答が約41%であり前回よりも増えている。「社員の意識改革につながった」とする回答は合わせて約31%で前回よりも減っているが、引き続き一定程度の良い影響はあったと考えられる。

回答	H30調査				H25調査			
	多量排出事業者		商工会議所会員		多量排出事業者		商工会議所会員	
埋立処分等の制限により処理コスト削減につながった	6	6.1%	0	0.0%	9	9.5%	1	2.3%
処理コストの削減までには至っていないが社員の意識改革につながった	17	17.3%	5	10.9%	23	24.2%	4	9.1%
社員の意識改革につながったが経営面では負担増となった	7	7.1%	2	4.3%	12	12.6%	3	6.8%
産業廃棄物の埋立処分量が少ないためほとんど影響(効果)はなかった	40	40.8%	26	56.5%	21	22.1%	16	36.4%
産業廃棄物の埋立処分量は多いがほとんど影響(効果)はなかった	8	8.2%	0	0.0%	8	8.4%	2	4.5%
その他	12	12.2%	8	17.4%	12	12.6%	7	15.9%
無回答	8	8.2%	5	10.9%	10	10.5%	11	25.0%
合計	98	100.0%	46	100.0%	95	100.0%	44	100.0%

(3) 使途について

Q 減量税の使途として、事業者が取り組む再資源化等への支援などを行っていますが、減量税事業をご存じですか

○約68%の事業者が減量税事業のことを知っているが、「事業の内容を理解しており、個別の事業に応募(参加)したこともある」、「事業の内容を知っている」と内容まで知っている事業者は27%程度に留まっている。

回答	H30調査				H25調査(なし)			
	多量排出事業者		商工会議所会員		多量排出事業者		商工会議所会員	
事業の内容を理解しており、個別の事業に応募(参加)したこともある	6	6.1%	1	2.2%	-	-	-	-
事業の内容を知っている	20	20.4%	2	4.3%	-	-	-	-
詳しい内容はわからないが、事業が行われていることは知っている	41	41.8%	22	47.8%	-	-	-	-
知らなかった	23	23.5%	21	45.7%	-	-	-	-
その他	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-	-
無回答	8	8.2%	0	0.0%	-	-	-	-
合計	98	100.0%	46	100.0%	-	-	-	-

(4) 税制度の見直しについて

Q 島根県では、減量税更新後5年(平成26年度末)を目途に税制度の見直しを行うこととしていますが、この点について、どのようにお考えですか?

○「社会情勢等から存続はやむを得ない」とする回答が最も多く、「存続すべき」と合わせて約82%であり、前回の約77%から増えている。また、「埋立処分抑制等に効果がないので、廃止すべきである」は多量排出事業者で約5%、商工会議所会員で0%であった。

回答	H30調査				H25調査			
	多量排出事業者		商工会議所会員		多量排出事業者		商工会議所会員	
埋立処分抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべきである	20	20.4%	5	10.9%	23	24.2%	2	4.5%
検討を要する点があり、見直し等を行ったうえで存続すべきである	11	11.2%	6	13.0%	6	6.3%	1	2.3%
社会情勢等から存続はやむを得ない	49	50.0%	28	60.9%	44	46.3%	24	54.5%
埋立処分抑制等に効果がないので、廃止すべきである	5	5.1%	0	0.0%	4	4.2%	1	2.3%
その他	4	4.1%	3	6.5%	7	7.4%	3	6.8%
無回答	9	9.2%	4	8.7%	11	11.6%	13	29.5%
合計	98	100.0%	46	100.0%	95	100.0%	44	100.0%

産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況

- ・島根県産業廃棄物減量税条例において「産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量
その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる」と規定されており、「再資源化等の支援」「適正処理の推進」「環境教育の推進」を基本とする各種施策を展開してきた。
- ・14年間の充当状況は次のとおりである。

[税の充当額（決算額）]

(単位：千円)

期間・年度	第1期合計 (H17～21)	第2期合計 (H22～26)	第3期				計 (H17～30)
			H27	H28	H29	H30	
1. 事業者の再資源化等の支援	169,568	428,348	91,156	111,133	109,947	207,441	1,117,593
2. 適正処理の推進	341,913	1,601,879	33,787	28,964	28,686	32,091	2,067,320
公共関与最終処分場の確保（注）	250,285	1,465,564	0	0	0	0	1,715,849
3. 環境教育の推進	66,527	240,315	23,772	24,489	20,387	21,335	396,825
4. 徴税費（特別徴収者報奨金）	12,767	15,397	3,887	4,966	4,237	3,989	45,243
合 計	590,775	2,285,939	152,602	169,552	163,257	264,856	3,626,981

(注)クリーンパークいずも最終処分場第3期工事に対する財政支援分(H26～28、1,465,564千円)は、第2期に計上している

1. 再資源化等の支援

(1) 試験研究機関での基礎研究

県の研究機関において、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用等に関する技術、産業廃棄物を原材料として利用した製品・技術の基礎研究を県内企業と連携し実施した。（平成30年度までの14年間の税充当額 229,955千円）

年度	研究テーマ
H21～25	・ 鋳物系副産物の土木資材利用
H21～27	・ 歩留まり向上による規格外瓦排出量削減 ・ 規格外瓦・スラグのコンクリート骨材等への有効利用
H22	・ 廃棄和菓子及び清酒製造において発生する米ぬか、酒かすを用いたバイオエタノール生産
H23～27	・ ゼオライト触媒を活用した業務用廃食油からのBDFの製造
H24～28	・ 木質バイオマス、家畜ふん等のエネルギー利用技術の開発 ・ 家畜排せつ物の利活用システムの開発
H25～30	・ フライアッシュの利活用に関する研究
H27	・ 製鋼スラグの路盤材等への利用（フライアッシュ未燃焼炭素の有効利用に変更）
H27～28	・ メッキ廃液からNi粉末の回収
H27～29	・ 再生油製造において発生する排水の減容化 ・ 酒粕・醤油粕等食品系残渣の有効利用

H28～30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物砂粉等を利用したジオポリマーによる路盤材の製造 ・ バイオマス発電所から排出されるバイオフライアッシュの肥料としての活用
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古瓦の利活用に向け有害成分の分析
H30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水産物残渣の利活用に関する研究 ・ 食品製造で生じる廃棄物の減量化及び高度利用

(2) 技術開発への支援

産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用等に関する研究開発を促進するため、県内の排出事業者等が行う研究開発や事業化の可能性を高めるためのF S調査に対して助成した。(平成30年度までの14年間の税充当額 145,796千円)

年度	研究テーマ
H17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加材の開発 ・ 鋳物系副産物の有効利用促進に向けた技術開発及び商品開発
H18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粘土瓦製造に係る不良瓦削減システムの研究開発 ・ 切削油廃液処理及び水性塗料廃液処理用沈降材料及び凝集装置の研究開発
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼業廃棄物の土木系資材への再資源化に関する研究開発
H21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品系産業廃棄物を活用した安全な家畜飼料の経済的製造法の開発 ・ バイオディーゼル燃料残渣による低粘性化剤を活用したPET樹脂の再生利用の拡大
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物廃砂・電気溶解炉スラグ等を利用した環境配慮型コンクリート製品の開発(～H23)
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランダスト再資源化処理研究(試作品製造試験) ・ 汚泥を原材料として利用した重金属吸着材等の研究開発等
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずを利用した安価な敷料の製造と簡易な乾燥設備の研究開発 ・ 新・バイオ再生油燃料の製造技術に関する研究開発 ・ 含泥廃水及び含油廃水の減量化 ・ 規格外瓦を藻礁コンクリート骨材や湖底覆砂等環境修復材として有効利用する研究 ・ 産業廃棄物のリサイクルF S調査
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずを利用した安価な敷料の製造と熱源を用いた乾燥設備の研究開発 ・ F形粘土瓦の自立焼成における安定性向上における規格外瓦の削減
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物砂のリサイクル時に発生するダストを原料とした人工鋳物砂及びその製造技術開発
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採竹を資源利用した自立・分散型EDLC電源システムの開発及び安価で安定生産できる高性能活性炭製造装置の開発 ・ 「熨斗瓦」焼成時変形の改善による歩留り向上
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・ フライアッシュ(F A)改質装置の開発

H29	<ul style="list-style-type: none"> ・メタン発酵技術の開発 ・鋳物企業から排出される電機炉スラグの排出量調査及びリサイクル技術の確立に向けた調査研究【FS 枠】 ・シリコンスラッジを原料としたケイ素化合物ナノ粒子の製造装置開発 ・水溶性廃棄物の燃料化に関する研究
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・「おから」の再利用及び長期保存等の研究開発を行うためのキルン炉製作事業 ・脱水機付帯設備機器に関する研究開発 ・フライアッシュ（F A）改質装置の開発

(3) 施設整備への支援

事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る施設又は設備を整備するための経費を助成した。（平成 30 年度までの 14 年間の税充当額 352,554 千円）

年度	事業名
H17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 段階成型による廃棄瓦の排出抑制事業 ・ 集塵ダストの造粒固化によるリサイクル事業 ・ 家畜排泄物の高度化利用事業
H18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加剤(エコアス)の製造施設の整備事業 ・ 鋳物系副産物（スラグ）の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業 ・ 廃プラスチック類洗浄施設整備事業
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物系副産物（鋳さい）の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業
H20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格外瓦リサイクル施設整備事業 ・ 廃プラスチック類（フレコンバッグ等）リサイクル施設整備事業
H21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整流板の取り付けによる廃瓦の減量化事業 ・ 鋳物スラグ塊の有効利用に向けたリサイクル施設整備事業
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼メーカーの副産物（廃棄物）を利用した珪素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 廃アスファルトの現位置再生道路打換え事業
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鋳造業の廃棄物（鋳物砂）を利用した珪素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 銅線被膜の破碎選別による産廃資源化事業 ・ バイオマスリサイクルにおける Y M 菌処理事業
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生アスファルト骨材の高率使用を可能にするリサイクルプラント整備事業 ・ 廃プラスチック油化施設整備事業
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類の破碎施設 ・ 混合廃棄物精選設備導入による埋立廃棄物削減事業
H26	補助実績なし
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・ H i ビーズ（石炭灰造粒物）製造設備整備事業 ・ がれき類の破碎施設整備事業
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類・漁網リサイクル化事業

H29	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類の破碎施設整備事業 ・汚泥の乾燥施設整備事業
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・木くずの破碎施設(移動式)及び選別施設(移動式)整備事業 ・木くずの破碎施設整備事業 ・鉾さい(電気炉スラグ)の破碎施設整備事業

(4) 販路開拓への支援

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や再資源化を推進するため、県の定める認定基準を満たしたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」として認定、平成30年度末現在、規格外・解体瓦、石炭灰、溶融スラグ、間伐材等を利用した土木資材など32社116製品を認定している。

また、リサイクル製品の研究開発促進や販路拡大につなげるために、リサイクル事業者や関係機関を対象とした講習会や意見交換会の開催、しまねグリーン製品の県内外の展示会への出展支援や県及び市町村の公共工事でのモデル事業等を実施し、製品認定から販路開拓まで一貫した支援を行った。(平成30年度までの14年間の税充当額 365,513千円)

(5) 環境配慮型経営への支援

産業廃棄物の発生抑制等を推進するために、エコ経営相談やエコアドバイザーの派遣、優良認定業者の育成を支援した。

また、2020年度末までの廃棄が義務づけられたPCB含有安定器のついている証明器具の使用調査を行い、取り替えを促進した。(平成30年度までの14年間の税充当額 23,775千円)

2. 適正処理の推進

(1) 不法投棄防止対策

産業廃棄物等の不法投棄を未然防止するため、監視専門員(警察官OB、6名)や監視カメラを設置(71基)したほか、不法投棄状況等について(一社)島根県産業廃棄物協会に調査を委託し実態を把握した。

また、不法投棄が頻繁に発生している重点監視8地域において啓発看板(74基)や地域住民監視モニターを配置(14名)するなど、不法投棄の未然防止、早期発見を図った。

(平成30年度までの14年間の税充当額 217,280千円)

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処分場の水質検査や中小企業者等が保管する毒性が強く処理が困難なPCB廃棄物の処理を進めるための基金への拠出に加え、環境省が中小企業向けに策定した環境マネジメントシステムの普及啓発及び認証取得の支援を行った。

(平成30年度までの14年間の税充当額 134,191千円)

また、公共関与型最終処分場を確保するため、クリーンパークいずも最終処分場第2期、第3期工事に対して補助した。

(平成30年度までの14年間の税充当額 1,715,849千円)

3. 環境教育の推進

(1) 3Rの普及啓発

産業廃棄物は、あらゆる事業活動から生じるものであること、県民の多くが何らかの形で事業者の立場に立つ一方、すべての県民が消費者として製品を使用し、廃棄物を排出していることから、県民の意識醸成とそれに基づく行動が産業廃棄物の削減につながる。

こうしたことから、排出抑制やリサイクル等の3R推進に対する県民の理解を深め、その主体的な活動を推進するため、産業廃棄物リサイクル施設等の見学学習会の開催、マイバッグ利用推進によるレジ袋削減の取組、リユース食器の普及、税制度や税活用施策の実施状況等の周知等により、循環型社会の構築に向けた普及啓発を実施した。

また、地域における省エネ・3R活動を支援するため、市町村地球温暖化対策協議会が実施する環境イベントや学習会、ごみ減量化等の取組に要する経費を補助した。

これらの活動により、8市1町でのレジ袋の有料化など、県民・NPO・事業者・行政が連携した3Rの取組が広がっている。(平成30年度までの14年間の税充当額 204,404千円)

(2) 環境教育の推進

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していく必要がある。

そこで、廃棄物の3Rや適正処理に取り組む施設の見学、学校での講演会など産業廃棄物に重点を置いた環境教育に取り組む小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、その活動費を補助し、環境教育の場を提供した。

また、環境問題に関する知識や豊富な経験を有する「しまね環境アドバイザー」を学校、自治会、企業等に派遣し、産業廃棄物の減量化や適正処理等の環境学習を支援した。

(平成30年度までの14年間の税充当額 192,421千円)

島根県環境審議会委員名簿

氏 名	職 名 等
あお やま さち こ 青 山 幸 子	島根県漁協女性部連合会会長
おお はし み つ こ 大 橋 美 津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会会長
おき むら ただ し 沖 村 理 史	広島市立大学広島平和研究所教授
かい た しゅう じ 皆 田 修 司	島根県森林組合連合会理事
かげ やま よし かず 影 山 喜 一	島根県農業協同組合中央会 常務理事
か むら ゆう じ 嘉 村 雄 司	島根大学法文学部准教授
きり やま か よ こ 桐 山 香代子	弁護士（島根県弁護士会）
さ とう ひ と み 佐 藤 比登美	さつきクリニック院長（島根県医師会）
した もり ひろ ゆき 下 森 博 之	津和野町長（島根県町村会）
すず き かい と 鈴 木 渚 斗	島根大学大学院自然科学研究科学生
せき こう へい 関 耕 平	島根大学准教授（地域経済）
たか さご のり こ 高 砂 範 子	公募委員
なが え なお み 永 江 尚 美	島根県看護協会副会長
なが おか ひで と 長 岡 秀 人	出雲市長（島根県市長会）
の の うち さとみ 野々内 さとみ	島根県連合婦人会会長
ふじ おか り え 藤 岡 理 恵	連合島根女性委員会事務局長
まつ うら とし ひこ 松 浦 俊 彦	島根県商工会議所連合会 幹事長
まつ もと ま り 松 本 真 理	雑賀小学校長（島根県小学校長会）
みや にし とも こ 宮 西 知 子	社会福祉法人隠岐共生学園 理事
◎ やま もと ひろ き 山 本 廣 基	独立行政法人大学入試センター理事長

◎会長